

労働者の雇用の安定を求める意見書の提出について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成26年6月18日 提出

提出者 周南市議会環境建設委員会  
委員長 立石 修

(別紙)

## 労働者の雇用の安定を求める意見書

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

そうした中、政府においては、産業競争力会議や規制改革会議などの場において、労働環境に大きく影響を与えるおそれのある「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、「限定正社員」の普及、労働者派遣法の見直しなどといった議論がなされています。

国におかれては、労働規制緩和や法改正の検討については、ILOの三者構成主義に則り、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において十分な議論を行なわれるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日

山口県 周南市議会